

令和6年度 軽自動車税(種別割)税額表

区 分		税率(年額)
原動機付自転車	一種(排気量50CC以下)	2,000円
	特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等)	2,000円
	二種乙(50CC超90CC以下)	2,000円
	二種甲(90CC超125CC以下)	2,400円
	ミニカー(50CC以下)	3,700円
軽二輪	(125CC超250CC以下)	3,600円
二輪の小型自動車	(250CC超)	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円



「特定小型原動機付自転車」として登録するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。
 ・長さ190cm以下、幅60cm以下であること ・原動機の定格出力が0.6kw以下であること
 ・最高時速20km/h以下であること

区 分	税率(年額)		
	平成27年3月31日 までの登録車	平成27年4月1日 以降の登録車	登録後13年超 (経年重課)
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
軽四輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円
軽四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円

《重課税率について》

初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両(電気軽自動車等を除く)は、経年重課の税率が適用されます。

※令和6年度は、最初の新規検査年が平成23年3月以前の車両が重課税の対象となります。

農耕作業用トレーラが軽自動車税(種別割)の課税対象になります

制度改正で一定の条件を満たす農耕作業用トレーラ(けん引式農作業用機械)が軽自動車税(種別割)の課税対象になりました。

この改正により、一定の条件を満たす農耕作業用トレーラは、公道走行をする・しないに関わらずナンバープレートの取得が必要となります。

農耕作業用トレーラの具体例

- ・マニユアスプレッダー(堆肥散布機)
- ・スプレーヤー(薬剤散布機)
- ・ロールベラー(集草機)
- ・運搬用トレーラなど



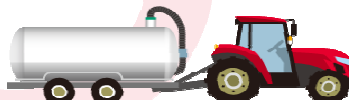
ロールベラー



マニユアスプレッダー



トレーラ



バキュームカー